平成２９年（フ）第３５号
富山市布瀬町１丁目４番57号
破産者　中越企画こと　島　　修
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７９号
長野県下伊那郡豊丘村大字神稲7095番地３
破産者　栗澤　知司
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第３５７号
愛知県碧南市相生町４丁目128番地　シャルマン相生202号、前住所愛知県碧南市日進町２丁目130番地　ヴィラ霞102号
破産者　深見　佳弘
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３５８号
愛知県碧南市鷲塚町５丁目37番地　サンハイツ山田Ｂ棟203号、前住所愛知県碧南市大浜上町２丁目35番地２
破産者　深見　靖子
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４６３号
愛知県岡崎市六地蔵町１丁目24番地　青木荘８、前住所愛知県岡崎市法性寺町字荒子26番地　アムールあらこ　303
破産者　佐藤　　武
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５１１号
愛知県岡崎市八帖北町38番地１　パークアベニュー　101
破産者　土居やちよ（旧姓浜岡）
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５７号
京都府京丹後市網野町網野465－３、前住所京都府京丹後市網野町浅茂川32番地の４
破産者　吉岡　重雄
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第３４号
兵庫県明石市硯町２丁目２番22―605号、前住所福岡市西区西都２丁目６番37―301号
破産者　宮川　裕之
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第４号
岡山県美作市古町1718番地
破産者　坂本　章則
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成３０年（フ）第３号
香川県三豊市詫間町詫間6851番地18
破産者　武内　清恵
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第３３０号
愛媛県松山市枝松６丁目６番28号　ダイヤモンドベイ枝松404号
破産者　清水　　勲
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２７号
高知市仁井田1677番地　レジデンス楠永203
破産者　川崎　光代
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１０号
高知市大津甲2001番地14
破産者　徳永　祐恵（旧姓隅田）
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５４３号
北九州市小倉北区清水４丁目４番19号
破産者　上岡　達則
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５４４号
北九州市小倉北区清水４丁目４番19号
破産者　上岡　素子
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第５号
北九州市八幡西区上上津役４丁目18番５号（201）
破産者　三善惠美子
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第８５号
北九州市小倉南区津田新町４丁目９番９号（アヴェニールせいわＡ棟102）
破産者　金崎千絵美
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１００号
北九州市門司区原町別院10番16―305号
破産者　木部　誠一
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部